改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 申請書に入力された物件情報について確認が行われる

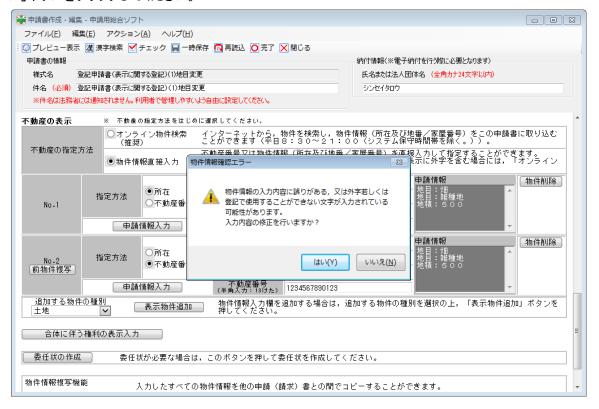
不動産の登記申請の場合、申請書に入力された物件情報が存在するか、形式的な入力誤りがないかなどについて、申請書の作成完了時又は送信時に確認が行われるよう改修を行います。本確認により、登記所における申請書受付時の物件情報の誤りによる補正等を防止することができるようになります。

なお、当該確認を行うには、登記・供託オンライン申請システムにログインしている必要があります。 当該確認の流れを以下に示します。

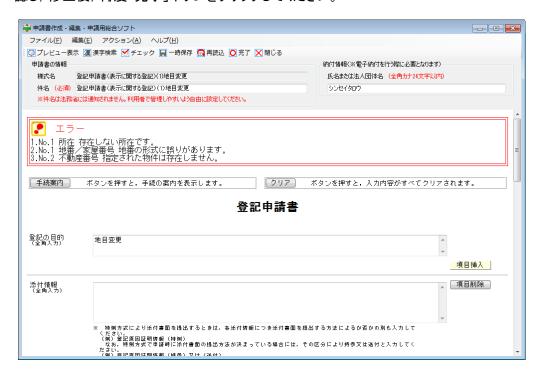
〈 申請書の作成完了時 〉

① 「申請書作成・編集」画面で申請書に必要な情報を入力後、「完了」ボタンをクリックします。この際、登記・供託オンライン申請システムにログインしていない場合には、「物件情報確認」画面が表示されますので、本確認を行う場合には「ログイン」ボタンを選択し、ログインを行います。本確認を行わない場合には、「キャンセル」ボタンを選択し、申請書を保存します。

本確認が行われた結果、入力された物件情報に誤りが存在しない場合には、「保存の確認」画面が表示されますので、そのまま申請書の保存を行ってください。入力された物件情報に誤りが存在する場合には、以下の「物件情報確認エラー」ダイアログが表示されますので、物件情報を修正する場合は「はい」ボタンをクリックしてください。

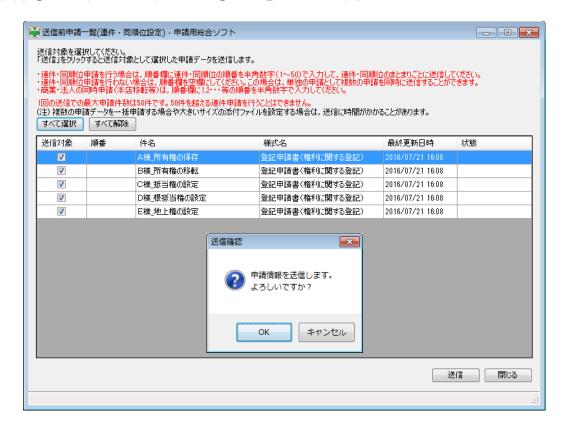


② エラーのある入力項目とエラー内容が表示され、エラーのある項目が黄色くになります。エラー内容を確認し、修正後、再度「完了」ボタンをクリックしてください。



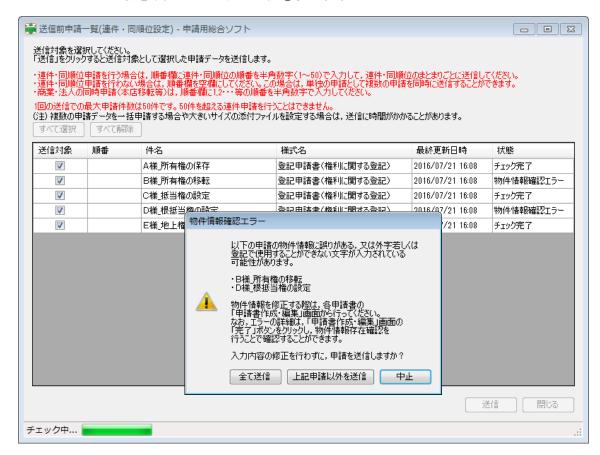
〈 申請書の送信時 〉

① 「送信前申請一覧(連兼・同順位設定)」画面で送信する申請書を選択し、「送信」ボタンをクリックすると、「送信確認」画面が表示されますので「OK」ボタンをクリックします。



② 本確認が行われた結果,入力された物件情報に誤りが存在しない場合には,申請書が送信されます。 入力された物件情報に誤りが存在する場合には,以下の「物件情報確認エラー」ダイアログが表示され ます。エラーとなった申請書を含む全ての申請書を送信する場合は「全て送信」ボタン,エラーとなった申 請書以外を送信する場合は「上記申請以外を送信」ボタン,エラーとなった申請書を含む全ての申請書 の送信を中止する場合には「中止」ボタンをクリックします。

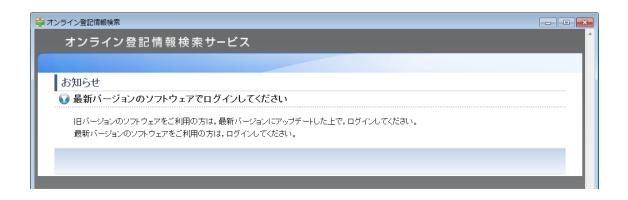
エラーとなった申請書については、再度「申請書作成・編集」画面を開き、「完了」ボタンをクリックする ことによりエラー内容を確認してください(上記①参照。)。



(2) オンライン登記情報検索サービスを利用する際にログインが必要となる

バージョン4.8A以降は、申請用総合ソフトからオンライン登記情報検索サービスを利用する場合に、登記・ 供託オンライン申請システムへのログインが必要となります。

本改修により、バージョン4. 7A 以前の申請用総合ソフトからはオンライン登記情報検索サービスを利用できなくなりますので、御注意ください。バージョン4. 7A 以前の申請用総合ソフトでオンライン登記情報検索サービスを利用した場合は、以下の画面が表示されますので、最新のバージョンにアップデートするようお願いします。



2 バージョンアップの方法

平成29年3月24日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。



- ※1 バージョン3.4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。
- ※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、

申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

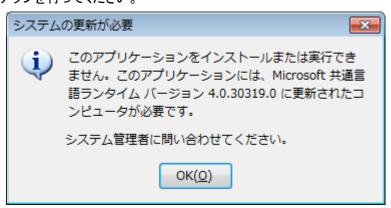
なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※3 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストールされているもの)がインストールされていないため、「.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて(2) インストール方法」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わせてください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に 御確認ください。